

「対日直接投資促進戦略」重点事項推進ワーキング・グループの設置（案）

（ 令和 4 年 5 月 1 3 日
対日直接投資推進会議決定 ）

1．趣旨

「対日直接投資促進戦略」（令和 3 年 6 月 2 日対日直接投資推進会議決定）に掲げられた事項や、対日直接投資を推進するために重点的に進めるべき事項について検討し、関係府省庁とともに推進することを目的として、「対日直接投資促進戦略」重点事項推進ワーキング・グループ（以下「ワーキング・グループ」という。）を開催する。

2．構成

- (1) ワーキング・グループの構成員は、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）が指名する者とする。
- (2) 構成員は、その指名に係る当該特定の専門的事項に関する調査が終了したときは、その任期が終了するものとする。
- (3) ワーキング・グループの座長は、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）が指名する者とする。
- (4) ワーキング・グループには、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3．庶務

ワーキング・グループの庶務は、経済産業省等の関係府省庁の協力を得て、内閣府政策統括官（経済財政運営担当）において処理する。

4．その他

前各項に定めるもののほか、ワーキング・グループの運営に関する事項その他必要な事項は、ワーキング・グループで定める。